

令和5年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和5年3月22日（火） 午後1時00分～午後2時15分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘

委 員 渡部 佳子

委 員 豊田 雅之

委 員 小寺孝治郎

委 員 加藤 緑

職 員

教育部長 秋元 淳

教育部次長兼教育総務課長 重城 秋子

教育部部参事兼学校教育課長 今井 克彦

学校給食課長 清水佐知子

生涯学習課長 鈴木 和代

文化課長 小高 幸男

まなび支援センター所長 内海 雅彦

学校給食センター所長 竹内 康博

図書館長 松井 晋

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

中央公民館長 水越 学

（会議事務局）

教育総務課管理係長 芝田 雅人

教育総務課主任主事 河名千愛生

4. 傍聴人数 0名（非公開議案5件）

5. 議 案

議案第6号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第7号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第8号 令和5年度重点目標・施策について

議案第9号 木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第11号 木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第13号 木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正す

る規則の制定について

議案第 14 号 木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号 木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 16 号 木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 17 号 児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 18 号 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議について

議案第 19 号 職務の級が 6 級以上の職員等の人事について

6. 報 告 事 項

報告第 5 号 専決事項の報告について

木更津市教育部次長事務分担規程の制定について

報告第 6 号 専決事項の報告について

木更津市立公民館長（会計年度任用職員）の任命について

報告第 7 号 専決事項の報告について

木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について

報告第 8 号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任免の内申について

7. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和 5 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましては、渡部委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第 6 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第 6 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案資料 3 ページをご覧ください。本議案は、木更津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第 15 条第 2 項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第 3 条及び第 4 条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 12 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

4 ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は 18 名ですが、現在選考中の候補者を除き 14 名を記載しております。任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

次に、5 ページの参考資料をご覧ください。選考中を除く候補者 14 名のうち、再任

が 11 名、新規が 3 名でございます。また、各候補者の所属等につきましては記載のとおりでございます。

なお、現在選考中の候補者につきましては、各種団体等からの推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第 6 号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第 7 号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 6 ページをご覧ください。本議案は、木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い社会教育法第 30 条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第 6 条及び第 7 条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 12 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

7 ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は 20 名ですが、現在選考中の候補者を除き 19 名を記載しております。任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

次に、8 ページの参考資料をご覧ください。選考中を除く候補者 19 名のうち、再任が 15 名、新規が 4 名でございます。また、各候補者の所属等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、No. 1 の木更津市小中学校長会の推薦による委員候補者につきましては、現在、団体におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第 7 号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号「令和5年度重点目標・施策について」を議題に供します。
事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第8号「令和5年度重点目標・施策について」ご説明申し上げます。

議案資料9ページをご覧ください。本議案は、令和5年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました表紙に「令和5年度重点目標・施策」と記載のございます資料をご覧ください。内容につきまして、先日、委員の皆様へ素案をお配りして、回答期限を設けさせていただき、修正やご意見をお伺いしたところ、特にございませんでしたので、素案通りの内容となっております。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「令和5年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第9号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料10ページをご覧ください。本議案は、木更津市教育委員会の権限に属する事務を処理するため、組織及び運営に関し必要な事項を定めた規則について、学校教育課及び木更津市まなび支援センターにおける組織の変更に伴い、関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2月定例教育委員会会議におきましてご説明申し上げましたとおり、令和5年度組織改正による、学校教育課学校再編系の廃止及び木更津市まなび支援センター教育相談係所管事務の市長部局への移管に伴い、当該係及びその分掌事務を条文から削るものでございます。新旧対照表につきましては、11ページのとおりでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号「木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第10号「木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料13ページをご覧ください。本議案は、木更津市まなび支援センターの管理に関し必要な事項を定めた規則について、組織改正により幼児言語教室が健康こども部へ移管することに伴い、関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

14ページの新旧対照表をご覧ください。「木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正」におきまして、幼児言語教室に関連する条文が削られ、以降の条番号が繰り上げられたことに伴い、本規則の第1条条文中で引用する条番号を改め、また、第4条の幼児言語教室の使用手続等を削るものでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市まなび支援センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第11号「木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第11号「木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料15ページをご覧ください。本議案は、さまざまな要因により不登校状態の

続いている児童及び生徒に対し、集団生活への適応指導を積極的に行い、原籍校に復帰させるための木更津市学校適応指導教室の設置について定めた規則について、不登校傾向の児童生徒が増加していることや、文部科学省からの通知、「不登校児童生徒への支援の在り方について」を受け、名称の変更及び関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

22ページの新旧対照表をご覧ください。文部科学省からの通知においては、不登校児童生徒が「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを支援するため、市町村教育委員会は教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要である、とされております。

これを受けまして、規則の題名を「木更津市教育支援教室設置規則」に改めることとし、また、第1条の設置の目的について改め、教室の名称を「木更津市学校適応指導教室」から「木更津市教育支援教室」に変更し、以降の条文について、名称の変更等による改正をするものでございます。

また、第5条、学校適応指導相談員の名称を教育支援教室相談員に改めるとともに、相談員の勤務日数の上限を定めた、同条第2項を削り、増加傾向にある不登校児童生徒に対する支援を更に強化しようとするものでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「木更津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第12号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第12号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料25ページをご覧ください。本議案は、小学校及び中学校の管理運営に関し必要な事項を定めた規則について、木更津市職員定数条例等の改正及び押印の見直しに伴い、関係条文及び様式の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

28ページの新旧対照表をご覧ください。木更津市職員定数条例の改正に伴い、第2

条第2号条文中の号番号を繰り上げるほか、県の条例「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の規定により、第40条の2第1項から第4項といたしまして、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを規定しております。

その他、様式の改正といたしまして、押印欄の削除等を行い、改正後の様式につきましては30ページから41ページのとおりでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第13号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第13号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料42ページをご覧ください。本議案は、木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めた規則について、通学区域外就学に関する手続きの電子化、簡略化を図るため、関係様式の押印を廃止するものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

43ページをご覧ください。やむを得ない特別の事由により、子どもを通学区域外に通学させようとするとき、保護者が教育委員会に提出しなければならない、「通学区域外就学願」について、保護者の押印を必要としていたところを、こちらのとおり、押印欄を削除した様式に改正するものでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○小寺委員

手続きは、紙ではなく電子データでの届出になるのですか。

○今井教育部部参事兼学校教育課長

従前どおり、紙での届出でも受け付けます。

○廣部教育長

ほかに、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第13号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号「木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第14号「木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料44ページをご覧ください。本議案は、市立公民館と市立市民学習会館及び市立コミュニティーセンターの管理運営に関して必要な事項を定めたそれぞれの規則について、休館日を変更するため、関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

現行の規則では、「国民の祝日に関する法律」に定められた祝日が月曜日に当たるときは、その翌日を、また、前後を祝日に挟まれた平日があるときは、その日をそれぞれ休館日としているところでございますが、これを削り、毎週月曜日と年末年始のみを休館日とすることにより、年間で4日程度開館日が増え、より多くの利用者に活動の機会を提供しようとするものでございます。

新旧対照表につきましては、45ページ及び46ページのとおりでございます。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第14号「木更津市立公民館管理運営規則及び木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第15号から議案第18号までは、同一または類似の提案理由であるため、一括して議題に供します。

議案第15号「木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第16号「木更津市教育委員会の所管に係る

る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 17 号「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 18 号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議について」を一括して議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

はじめに、議案第 15 号「木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 16 号「木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、及び議案第 17 号「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 47 ページをご覧ください。本議案は、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、関係条文の整備を行うものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 8 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

現在、地方自治体における個人情報保護制度につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に則り、各自治体がそれぞれ条例を制定し、運用をしているところでございます。しかしながら、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められるなか、自治体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる等の理由から、法律を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から、個人情報保護に係る全国的な共通事項を法律内で規定することとなりました。

これに伴い、木更津市では、「木更津市個人情報保護条例」を廃止し、「木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定することとなったため、「木更津市個人情報保護条例」を引用している教育委員会の 3 個の規則を改正するものでございます。

議案第 15 号につきましては、木更津市教育委員会が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めた規則について、名称を「木更津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則」に改めるとともに、引用する条例等の名称を改める等の改正をしようとするものでございます。

議案資料 51 ページをご覧ください。議案第 16 号につきましては、木更津市教育委員会が保有する個人情報のうち、木更津市立小中学校における個人情報の保護について必要な事項を定めた規則について、名称を「木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における個人情報の保護に関する法律等施行規則」に改めるとともに、引用する条例等の名称を改める等の改正をしようとするものでございます。

議案資料 55 ページをご覧ください。議案第 17 号につきましては、教育委員会と千葉県警察本部が締結した児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定の運用に関し必要な事項を定めた規則について、引用する条例等の名称を改める等の改正をしようとするものでございます。

なお、以上の 3 個の規則は法律の施行日と同日の令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

続きまして、５７ページをご覧ください。議案第１８号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議について」の提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、市長と教育委員会との事務の委任又は補助執行等に係る協議について、個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、市長に依頼をしようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第５条第１９号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

地方自治法の定めにより、市長の行う事務の一部及び教育委員会の行う事務の一部を双方の協議により、他方の機関に属する職員に委任又は補助執行させることができるとされており、現在も複数の事務において実施しているところでございます。

今回の個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、現在合意している内容のうち、引用している条例等の名称に変更が生じたため、議案資料５８ページのとおりに市長に協議を依頼しようとするものでございます。

新旧対照表につきましては、６２ページのとおりでございます。

なお、本協議に係る同意の日は、法律の施行日と同日の令和５年４月１日を予定しております。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。まず、議案第１５号「木更津市教育委員会の所管に係る木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第１６号「木更津市教育委員会の所管に係る小中学校における木更津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第１７号「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の運用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第１８号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第１８０条の２及び第１８０条の７の規定に基づく協議について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、人事の案件ですので、関係職員以外は退席をお願いします。

＜教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外 退室＞

それでは、議案第19号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第19号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、令和5年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、（1）令和5年3月31日付け退職が3名、（2）令和5年4月1日付け採用が3名、（3）転出が2名、（4）転入が2名、（5）昇格が2名、3ページに進んでいただきまして、（6）教育委員会内での異動が4名、（7）職名の変更が1名、（8）再任用が5名でございます。

次に、2の指導主事でございます。1の6級職以上の職員と一部重複がございますが、（1）令和5年3月31日付けの退職が3名、4ページに進んでいただきまして、（2）令和5年4月1日付けの任命が5名、（3）市長部局への出向が3名、（4）職名の変更が1名でございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第19号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

引き続き、報告事項に移ります。

報告第5号、専決事項の報告「木更津市教育部次長事務分担規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第5号、専決事項の報告「木更津市教育部次長事務分担規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料別冊その2の5ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組

組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により処理を行いました案件に関するもので、内容につきましては、6ページのとおり、「木更津市教育部次長事務分担規程の制定について」でございます。

7ページをご覧ください。この規程は、複雑・多様化する教育委員会の次長事務について、総務担当次長と生涯学習担当次長に分担することについて定めたものでございます。

総務担当次長につきましては、教育総務課、学校教育課及び学校給食課に関する事務並びにまなび支援センター及び木更津市学校給食センターに関する事務を、生涯学習担当次長につきましては、生涯学習課及び文化課に関する事務並びに社会教育機関に関する事務を担当いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、次の報告に移ります。

＜生涯学習課長・中央公民館長 入室＞

続きまして、報告第6号、専決事項の報告「木更津市立公民館長（会計年度任用職員の任命について）事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第6号、専決事項の報告「木更津市立公民館長（会計年度任用職員の任命について）ご説明申し上げます。

議案資料別冊その3の1ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により処理を行いました案件に関するものでございます。

2ページをご覧ください。会計年度任用職員をもって充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、令和5年3月10日付けで教育長の専決により処理を行いましたので、規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

3ページの候補者名簿をご覧ください。会計年度任用職員の館長は8名で、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間でございます。候補者8名のうち、再任が6名、新規が2名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、次の報告に移ります。

＜生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室＞

続きまして、報告第7号、専決事項の報告「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第7号、専決事項の報告「木更津市郷土博物館金のすず館長（会計年度任用職員）の任命について」ご説明申し上げます。

議案資料別冊その4の1ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項の規定により、教育長の専決により処理を行いました案件に関するものでございます。

2ページをご覧ください。会計年度任用職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、令和5年3月10日付けで教育長の専決により処理を行いましたので、規則第9条第2項の規定により報告するものでございます。

3ページの候補者名簿をご覧ください。会計年度任用職員の館長の任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間でございます。候補者につきましては、新任で、前職は明治大学黒曜石研究センター研究推進員の方でございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○豊田委員

専門的な知識をお持ちの方かと思うのですが、例えばこの方に講演をお願いするような際には、主催側が支払う謝礼等の費用負担は発生するのでしょうか。それとも無償でお願いできるのでしょうか。

○小高文化課長

館長は会計年度任用職員のパートタイム勤務でございまして、館長としての勤務を要しない日にそのような講演等をされる場合は、職員としてではなく個人としての活動となり、謝礼が発生いたします。勤務日に博物館長として出席される場合は、会計年度任用職員の給与が支払われておりますので、謝礼は発生いたしません。

○廣部教育長

ほかに、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

なければ、次の報告に移ります。

<文化課長・郷土博物館金のすず副館長 退室、教育部部参事兼学校教育課長 入室>

続きまして、報告第8号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任免の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第8号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任免の内申について」ご説明申し上げます。

議案資料別冊その5の1ページをご覧ください。この報告は、校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第

1 項の規定により、2 ページのとおり令和 5 年 3 月 2 0 日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、ご報告するものでございます。

3 ページをご覧ください。はじめに、1 の教育委員会に関する項目でございますが、退職者が 3 名、採用者が 5 名でございます。

次に、2 が校長に関する項目でございます。退職者が 9 名、採用者が 5 名、4 ページに進んでいただきまして、市内小中学校間での配置換えが 6 名でございます。

続きまして、3 の教頭に関する項目でございますが、こちらは、退職者が 1 名、転出者が 3 名、採用者が 4 名、市内小中学校間での配置換えが 7 名でございます。

また、各項目の表中、星印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

＜全員 入室＞

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和 5 年 3 月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：重城教育部次長

- ・令和 4 年度財務監査の結果について

説明：重城教育部次長

- ・木更津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

説明：重城教育部次長

- ・木更津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

説明：今井教育部部参事兼学校教育課長

- ・木更津市立小学校及び中学校におけるインターネットの利用に関する要綱の一部を改正する告示について

説明：今井教育部部参事兼学校教育課長

- ・木更津市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について

説明：今井教育部部参事兼学校教育課長

- ・木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

説明：今井教育部部参事兼学校教育課長

- ・富来田公民館と富来田出張所の業務統合について

説明：鈴木生涯学習課長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

学校評価「木更津システム」についてなのですが、評価をする際に、学校によっては、先生の教えていることがとても分かりやすい、と答えた児童生徒が90パーセントだったとしても、学校としてはもっと高い95パーセントを目標としていた場合、目標を達成していないので、学校の内部評価はA評価ではなくB評価になってしまう、という場合や、一方、去年は60パーセントだったものが今年は75パーセントまで大幅に上がったためA評価になった、という場合があるかと思います。

A B C評価に際してのパーセントのガイドラインのようなものはあるのでしょうか。個人的には、90パーセントに達成しているのであれば、学校職員のモチベーション保持のためにもA評価で良いのではないかな、と思うのですが。

○廣部教育長

ガイドライン等は特にございません。学校長によって重きを置いている取組が違いますし、満足のいく結果であったかの判断は学校それぞれとなります。そういった学校の内部評価について、外部評価者であります学校評議員の皆様に議論していただき、評価いただきたいと考えております。

その他、意見等ございますか。

＜特になし＞

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、令和5年4月18日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

令和4年度の教育委員会会議は本日が最終回となります。教育委員の皆様におかれましては、毎月ご足労いただきありがとうございます。執行部のみなさんも一年間お疲れ様でした。来年度もよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、令和5年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員